

見附市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第13号

見附市議会委員会条例の一部を改正する条例

見附市議会委員会条例（昭和31年見附市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号オ中「税務課」を「市民税務課」に改め、同項第2号中アを削り、イをアとし、ウからオまでをイからエまでとし、エの次に次のように加える。

オ 都市環境課の所管に属する事項

第28条第3項中「第27条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。